

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人の昭和55年12月1日から56年9月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から61年9月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、昭和43年4月から61年8月までの標準報酬月額記録が、実際に支給されていた給与額に比べて低い金額にされていることに納得できない。

申立期間について、実際の給与額に見合う標準報酬月額記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

したがって、申立期間のうち、昭和55年12月1日から56年9月1日までの期間については、申立人から提出された56年分の源泉徴収票により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、申立人の55年12月から56

年8月までの期間に係る標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成15年にA社と合併したB社は、「会社合併等により、A社当時の記録は残っていないため不明。」と回答しているが、企業年金連合会から提出されたA社が加入していたとするC厚生年金基金に係る中脱記録照会（回答）によると、申立人の昭和54年11月から61年8月までの期間の標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認でき、社会保険事務所（当時）と当該厚生年金基金の両方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、事業主は源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和56年9月1日から同年12月1日までの期間については、前述の源泉徴収票により推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていないことが推認できる。

また、昭和43年4月1日から55年12月1日までの期間及び56年12月1日から61年9月1日までの期間については、申立人は報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認又は推認できる関連資料を所持していない上、B社は、前述のとおり不明である旨回答していることから、当該期間における申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額について不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和43年4月1日から55年12月1日までの期間及び56年9月1日から61年9月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 6 日から 45 年 7 月 26 日まで
私の年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっていた。
しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社（現在は、B 社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているほか、年金事務所が保管する申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書に記載されている脱退手当金の支給対象期間、支給額はオンライン記録と一致している上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月を経過した後の昭和 45 年 10 月 19 日に支給されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、i) 前述の被保険者名簿において申立人の氏名が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 45 年 7 月 26 日の前後の 2 年以内において資格を喪失したことが確認できる申立人と同性の被保険者のうち、脱退手当金の支給要件を満たしている者は、申立人を含めて 29 人見受けられるところ、申立人を含む 21 人に脱退手当金の支給記録が認められる上、その全てが資格喪失後 6 か月以内の支給となっていること、ii) 脱退手当金の支給日が同一となっている被保険者が 4 組見受けられる上、当該脱退手当金の支給記録が確認できる同僚の一人は、「私が退職する際、会社の担当者から脱退手

当金を請求するか否かについて尋ねられたので、会社に手続をお願いしたと思う。」と供述していること、iii) 前述の請求書の事業所名称欄及び所在地欄に、A社が当時使用していたものと推測される同社の名称及び所在地の社印（ゴム印）が押印されていることが確認できることを踏まえると、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた状況がうかがえる。

さらに、申立期間以前に勤務した事業所における厚生年金保険の被保険者期間の脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立事業所に係る記号番号とは別の記号番号で管理されており、前述の脱退手当金裁定請求書の「前に被保険者として使用された事業所の名称、所在地及び勤続期間」欄に当該事業所に係る記載は無く、社会保険事務所（当時）では当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない厚生年金保険の被保険者期間が存在することに事務処理上の不自然さはいかぬ。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月1日から31年6月1日まで
② 昭和31年11月1日から34年9月5日まで

私は、昭和24年5月から30年2月までの期間において勤務したA社に係る脱退手当金を受給した記憶があるが、同年3月1日から31年6月1日までの期間において勤務したB社及び同年11月1日から34年9月5日までの期間において勤務したA社の脱退手当金については受給した記憶がない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間以前に厚生年金保険の被保険者期間が確認できるA社に係る厚生年金保険の被保険者期間（昭和24年5月25日から30年2月3日まで）のみを脱退手当金として受給し、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶は無いとしているところ、脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とし、申立人については、両申立期間を含む同一の被保険者記号番号で管理されている支給決定日前の全ての厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算されることとなる。

このことについて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことを示す「回答済 35. 2. 23」の押印が確認できること、及び両申立期間を含む脱退手当金の支給金額の算定の基礎となった期間が全て記録されていることが確認できることから、申立人に支給された脱退手当金に係る一連の事務処

理に不自然さはいかがえない。

また、申立期間の脱退手当金が支給決定された昭和 35 年 3 月時点では、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことから、A 社を退職後すぐに厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 983

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで

私は出産のためにA社（現在は、B社）を退職した。私の年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっていたが、退職した後、脱退手当金の支給を受けた記憶は無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間以前に勤務した事業所における厚生年金保険の被保険者期間の脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立事業所に係る記号番号とは別の記号番号で管理されており、社会保険事務所（当時）では当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない厚生年金保険の被保険者期間が存在することに事務処理上の不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月頃から27年6月頃まで
② 昭和27年7月頃から28年10月頃まで

私は、昭和25年12月頃から27年6月頃までの期間において、A市にあった進駐軍専用の施設である「B」に勤務し、C業務に従事した。

また、昭和27年7月頃から28年10月頃までの期間においては、D市にあった進駐軍専用の施設である「E」に勤務し、C業務に従事した。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がB社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、商業登記簿謄本によりB社は既に解散していることが確認でき、事業主も居所不明であるため、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、B社は事業所番号等索引簿において厚生年金保険の適用事業所としての該当が無いことが確認できるところ、申立人の供述及び前述の商業登記簿謄本の目的欄に「占領軍専用の設備及びこれに関する営業」と記載されていることなどから、申立人は連合国要員として国に雇用されていた可能性があるため、同事業所を所管していたと推認されるA 渉外労務管理事務所及びF 渉外労務管理事務所に係るF 県公文書館が保管する使用人台帳、及び退職者労務者台帳等を調査したが、両台帳等に申立期間①における申立人の氏名等の記載は無く、当該使用人台帳には就労場所が記載され

ているものの、就労場所を同事業所と記載された者は見当たらない。

さらに、A 渉外労務管理事務所及びF 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時における申立人の氏名及び前述の商業登記簿謄本において確認できるB社の関係者の氏名は見当たらない。

2 申立期間②について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が「E」に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、「E」に係る商業登記簿謄本は確認できない上、申立人は当該事業所の関係者の氏名を記憶していないことから、関係者から申立人の勤務実態、保険料の控除等について供述を得ることができない。

また、事業所名簿において「E」は、厚生年金保険の適用事業所としての該当が無いことが確認できることから、申立人が「『E』は進駐軍専用の施設だった。」と供述していることから、申立人は連合国要員として国に雇用されていた可能性があるため、同事業所を所管していたと推認されるD 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を検証したが、申立人の氏名は確認できず、一緒に勤務していたとして申立人が挙げた同僚と推認できる者についても当該被保険者名簿に氏名は見当たらず、オンライン記録においても申立期間②当時の同人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

3 なお、申立期間①のうち昭和26年7月1日以降の期間及び申立期間②においては、仮に、申立人が連合国要員として国に雇用されていた者であったとしても、「連合国要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号）により、同年7月1日以降は雇用関係が切り替えられ、申立人が従事していたと供述する業種については、厚生年金保険の強制被保険者とはならない旨定められていることが確認できる。

4 このほか、申立人の両申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 12 月 7 日から 14 年 1 月 1 日まで
私は、平成 13 年 12 月 7 日から A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録から、A 社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同日付けとなっていることが確認できる 4 人の同僚について、同社に係る雇用保険の被保険者記録を調査したところ、申立人を含む全員が雇用保険被保険者の資格取得日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっている上、申立人を除く 4 人については、いずれも申立人が同社に勤務する以前から雇用保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、事業所は従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人が所持する平成 13 年 12 月分の給与明細書からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるところ、B 社は、「A 社における給与は毎月 20 日締め、翌月 10 日支払であった。保険料の控除方式については不明である。」と回答している。

さらに、B 社は、「A 社から従業員に関する書類は引き継いだが、現在は保管していない。」と供述しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月頃から同年 7 月頃まで
② 昭和 41 年 7 月頃から同年 12 月頃まで
③ 昭和 55 年 2 月頃から 57 年 2 月頃まで

私は、昭和 41 年 4 月頃から同年 7 月頃までの期間において私の義弟（私の妻の弟）が経営していた A 事業所又は B 事業所に勤務し、同社を退職後、引き続いて同年 7 月頃から同年 12 月頃までの期間において事業所名称に「C」が付されていた D 市に所在していた事業所に勤務した。また、昭和 55 年 2 月頃から 57 年 2 月頃までの期間においては D 市に所在していた E 社に勤務していたのではないかと思います。

しかしながら、全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人は、「昭和 41 年 4 月頃から私の義弟が経営する A 事業所又は B 事業所に勤務した。」と供述しているところ、事業所所在地及び事業主氏名に係る申立人の供述と F 事業所（B 事業所と事業所名が類似）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述が一致していることなどから判断すると、申立人が、勤務期間を特定することはできないものの、F 事業所に勤務していた

ことはいかがえる。

しかしながら、前述の複数の同僚は申立人を記憶していない上、F事業所は廃業し、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できない。

また、前述の複数の同僚が供述する同人らの入社時期とF事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致していないことから判断すると、同社は必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がいかがえる。

さらに、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

2 申立期間②について

申立人は、「昭和41年7月頃から事業所名に『C』が付されたD市に所在していた事業所に勤務した。」と供述するのみで、事業所名、所在地、代表者及び同僚等を記憶していないことから、申立事業所を特定することができない。

なお、申立人が当時居住していた地域を管轄する年金事務所が保管する事業所番号等索引簿において、厚生年金保険の適用事業所としてG社（事業所名にCを含む）が確認できるところ、申立人が当該事業所に勤務していたかは不明である上、当該事業所は昭和45年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

3 申立期間③について

申立人は、「昭和55年2月頃から57年2月頃までE社に勤務したと記憶している。」旨を供述しているが、申立人の主張する事業所と推認されるH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことはいかがえるものの、H社は既に廃業し、元事業主に照会したが回答を得られないことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、「仕事が無いため出勤しない日がよくあった。給与も低額だった。」と供述しているところ、前述の同僚は、「私はH社の正社員だった。一緒に勤務した正社員の氏名はほぼ記憶しているが、申立人は正社員ではなく工事現場が忙しい時に呼び出される臨時従業員だったのではないかと思う。申立人のような臨時従業員は何人かいたが、臨時従業員については厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人

の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

4 このほか、全ての申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月25日から23年3月19日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、私の夫については、申立期間の前においてはA社、申立期間の後においてはB社(A社及びB社はC業種)に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

私は、私の夫から、申立期間当時、継続してC業種の事業所に勤務していたと聞いていたので、私の夫は、申立期間前後において被保険者記録が確認できるA社又はB社のどちらかの会社において、申立期間当時、勤務していたはずである。

申立期間について、A社又はB社の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態について、i) A社は、「当社の資料によると、申立人は、昭和19年5月25日まで在籍していたことは確認できるが、申立期間においては継続して在籍していたことが確認できない。」と回答しているところ、同社から提出された当時の退職者名簿の写しに、申立人の退職年月日が、「昭和19年5月25日」と記載されていることが確認できること、ii) B社は、「申立人は、昭和23年3月19日から当社に勤務していたと思われる。」と回答しているところ、同社から提出された当時の厚生年金保険の被保険者名簿の写しに、申立人の資格取得年月日が、「昭和23年3月19日」と記載されていることが確認でき、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録により確認できる資格取得年月日も同日であること、iii) 両社に

係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を聴取しても、申立人を覚えている者はいないことから、申立人が申立期間において両社のいずれかの事業所に在籍していたことを確認できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により確認できるA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和19年5月25日）及びB社に係る同資格取得日（昭和23年3月19日）は、両社に係る被保険者名簿及びオンライン記録により確認できるそれぞれの事業所に係る同資格喪失日及び同資格取得日と一致している。

さらに、A社及びB社は、「申立人の申立期間に係る保険料控除に関する資料は保管していない。」とそれぞれ回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 17 日から 42 年 12 月 31 日まで

私がA社に勤務していた期間について、社会保険庁（当時）の記録によると、退職後に脱退手当金を受給した旨記録されているが、私は脱退手当金の請求手続をした記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を記載することとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間当時の当該被保険者証には、「脱」の表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年3月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は昭和49年3月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を50年に特例納付した際、申立期間と重複する40年9月から49年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付していることを踏まえると、特例納付を行った時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 25 日から 37 年 8 月 31 日まで
私は、A社（現在は、B社）を退職した際に、脱退手当金や退職金を受け取っていないのに、同社に勤務していた申立期間については、厚生年金保険の記録上、脱退手当金を受け取ったとされていることに納得できないので、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年11月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失してから昭和40年9月に入籍するまでの期間について、国民年金の強制加入被保険者の対象者であったにもかかわらず、国民年金に加入していないことから、申立期間当時、必ずしも年金制度に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 48 年 9 月 4 日まで

私は、年金事務所からハガキを受け取って初めてA社に勤務していた申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和49年1月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、A社に係る被保険者資格を喪失した後の国民年金の強制加入被保険者の対象者であった期間において、保険料を納付した記録が確認できないことから判断すると、申立人が、申立期間当時、脱退手当金を受給しない明確な意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 26 日から 40 年 8 月 11 日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、私がA社に勤務した申立期間について、退職後に脱退手当金を受給した旨記録されているが、私は脱退手当金の請求手続をした記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が保管されているところ、i) 当該裁定請求書の事業所名称欄及び所在地欄に、「A社」及び同社の所在地の社印（ゴム印）が押されていることが確認でき、申立人に係る脱退手当金の請求に同社が関与していたことがうかがえること、ii) 当該裁定請求書に記載されている請求者の住所は、脱退手当金が支給された当時、申立人が居住していたとする申立人の夫の実家の住所地（B県C市）と一致していること、iii) 当該計算書には、「D銀行C支店」と記載されているとともに、「小切手42.8.9」と社会保険事務所（当時）のゴム印が押されており、脱退手当金は、申立人の夫の実家が所在するC市内の金融機関での隔地払いとなっていることから判断すると、申立人又は申立人の委任を受けた事業主により、脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。